

現 場 説 明 書

工 事 名 飯塚消防署造成（2工区）工事
工 事 場 所 飯塚市 菰田 地内
工 期 契約締結の日の翌日から 平成31年3月22日まで

記

- 1 本工事の施工にあたっては、本書、福岡県県土整備部発行の土木工事共通仕様書、土木工事施工管理の手引き及びその他別に定める仕様書等に基づき実施しなければならない。
- 2 工程については、関連工事(国道改良・造成・上水道)と工事車両出入り口及び作業ヤードが重複することから、監督員の指示や関連工事業者等と密接な打ち合わせを行うこと。
なお、施工中、疑義が生じた場合は、監督員に通知し指示を受けること。
- 3 設計図書になくとも技術上又は施工上必要と認められる事前調査（地下埋設物・家屋等の現況等）並びに軽微なものについては、監督員と協議し施工すること。
- 4 事前に設計図書に基づき工事区間の測量等を行い、結果について報告のこと。
- 5 施工にあたっては、災害防止に留意するほか、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例の特定事業場に関する規定を遵守すること。
なお、施工に起因して事故等が発生した場合は、監督員に報告し、受注者の責任において一切を解決すること。
- 6 着手前に関係者及び地主等に工事の主旨を説明し、了承を得て着手すること。また、完成後は地主等の承諾を得て、苦情のないように後片付けを行うこと。
- 7 工事に伴う苦情は、監督員に報告し、速やかに処理すること。
- 8 受注者は、地場産業の育成を考慮し、本工事に係る関連工事等について、地元業者及び地場産業製品等を採用することを最優先すること。
- 9 主要二次製品等がある場合は、承認願い（図面・試験表・カタログ等）を提出し承認を得て使用すること。（変更の場合も同様とする。）また、二次製品は、同等品以上を使用すること。
- 10 工事の施工にあたっては、労働安全衛生法等を遵守し、労働災害の防止に努め、工事中の交通事故防止について、特に留意すること。また、作業ごとの作業主任者及びその資格等を飯塚地区消防組合に報告するとともに、現場事務所に一覧表を掲示し、作業の指揮等を行うこと。
- 11 受注者は、請負金額に応じた建設業退職共済掛金収納書を提出すること。ただし、受注者に独自の退職共済制度がある場合はこの限りではない。
- 12 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - (1) 飯塚地区消防組合が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による

不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、発注者に報告すること。

(3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

13 配置技術者の直接かつ恒常的な雇用関係（入札執行日以前に3ヶ月以上）を確認するため、監理技術者資格者証や健康保険被保険者証等の雇用が確認できる書類（原本の写し）を提出すること。

14 受注者は、現場における責任の自覚と意識の高揚、ならびに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を図るため、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）には、腕章の着用を義務付けるものとする。

15 工事着手に当たって、速やかに警察署長に道路使用許可申請書を提出し、許可を得、しかる後に施工すること。なお、許可証もしくはその写しを常時、現場に備えておくこと。

16 「建設リサイクル法」対象工事に該当する場合、「建設リサイクル法」に必要な手続き等を遅滞なく行うこと。

17 受注者は、工事实績情報サービス（CORINS）に該当する場合、必要な手続き等を遅滞なく行うこと。

18 工事期間中は、大雨等の気象情報を把握し事故防止のために事前に対策を講じること。

19 請負代金の支払は、請求を受けた日から40日以内に支払う。

20 受注者は、「福岡県公共事業失業者吸収強化要綱」第8条によりこの工事に失業者を延人を使用しなければならない。従って請負契約締結後、直ちに公共職業安定所の長に対して「公共事業施工通知書」を提出し証明書を受けた後、飯塚地区消防組合に提出すること。なお、吸収人員を使用した場合のみ、工事完了届に上記長の証明した「公共事業失業者吸収証明書」を添付すること。

21 安全教育及び訓練等の実施については、別紙特記仕様書による。

22 工事から産業廃棄物等が発生する場合、「公共工事から発生する産業廃棄物の適正処理推進要領」に基づく処理計画書やマニフェスト伝票を提出すること。

23 交通誘導員の配置については、市道部舗装施工時に3人、市道部施工時（側溝・擁壁等）に2人、コンクリート打設及び資材搬入時に1人を配置する。

また、関連工事についても交通警備員を計上しており、重複して配置することがないように関連工事業者と打ち合わせを行うこと。

※交通誘導警備員B 累計32人計上

特記仕様書

受注者は、この工事の施工にあたって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この工事の施工にあたって使用する無技能者（普通作業又は軽作業等に従事させる者をいう。以下同じ。）のうち公共職業安定所（以下「職安」という。）の紹介により吸収する無技能者の数（以下「要吸収数」という。）は、延 人とする。ただし、この工事に使用される無技能者の総数から職安が認めた受注者の手持ち無技能者の数を控除した数が要吸収数より少ない場合は、その人数とする。
- (2) この契約締結後、速やかに飯塚地区消防組合が定める公共事業施工通知書を職安に提出して、職安の定める手続きに従い定める数の求人の申込みをしたうえで、職安の紹介により失業者を雇用すること。
- (3) 工事が完了したときは、速やかに飯塚地区消防組合が定める公共事業失業者吸収証明願いを職安に提出し、公共職業安定所長の証明を受けること。ただし、工事の施工にあたって受注者の手持ち無技能者のみ使用し、職安の紹介による失業者を雇用しなかった場合は、職安に対し公共事業失業者吸収証明願いを提出する必要はない。
- (4) しゅん功届けを飯塚地区消防組合に提出する際には、前記（3）により公共職業安定所長が証明した公共事業失業者吸収証明書を添付すること。

安全・訓練等の実施に関する特記仕様書

1. 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加による月当たり半日以上の時間を割り当てて、下記項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
- ② 本工事内容等の周知徹底
- ③ 本工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④ 本工事における災害対策訓練
- ⑤ 本工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

2. 安全・訓練等の活動計画及び報告書の作成

施工に先立ち、工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成した「安全・訓練等の活動計画書」（様式一1）を提出し、事前に承認を受けなければならない。

また、活動結果について実施の都度、「安全・訓練等の活動報告書」（様式一2）を監督員に提出し報告しなければならない。

3. 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を実施ごとに、写真等と工事報告（工事日誌）に記録し、「安全・訓練等の実施状況報告」とともに報告しなければならない。

工事カルテ・登録に関する特記仕様書

受注者は、受注時、変更時、完成時の各時点において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

舗装版切断時に発生する濁水について

- 第1条 受注者は、舗装版切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。
- 第2条 受注者は、他の産業廃棄物と同様に当該濁水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督員に提出しなければならない。
- 第3条 当該濁水の処理に関し、濁水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。
- 第4条 受注者は、当該濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該濁水と同様に吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については適正な運搬・処理を実施することとし、マニフェストの写しを監督員に提出しなければならない。

建設発生土に関する特記仕様書

- 建設発生土の処分地選定については、福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例（平成14年福岡県条例第27号）に基づく県知事の認可又は福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例施行規則（平成14年福岡県規則第50号）別表第1に掲げる法令等の許可、認可その他これらに相当する行為を受けて土砂埋立て等を行う処分地から選定し、発注担当者は、土砂埋立て等の許可を有することを確認する。選定（決定）後は指定とする。

- 処分地の選定後は「建設発生土処分地計画書」及び処分地までの経路図を、また、工事施工後は「建設発生土処分地確認書」及び搬出先の確認写真を発注担当者に提出すること。

- 施工中に工事間流用等の有効利用が可能になった場合は、残土の運搬費、処分費を設計変更の対象とする。

- その他詳細については、発注担当者と協議すること。